

○ 農林中央金庫法の施行に関し定める件（平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号）  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後	改 正 前
（業務の代理の業務を営むことのできる者）	（業務の代理の業務を営むことのできる者）
第四条 農林中央金庫法（以下「法」という。）第五十四条第四項第十号の主務大臣が定める者は、次に掲げる者とする。	第四条 「同上」
〔一・二 略〕	〔一・二 略〕
〔十二の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。）〕	〔十二の二 同上〕 〔号を加える。〕
〔十三・十四 略〕	〔十三・十四 同上〕
2 法第五十四条第四項第十号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。	2 「同上」
〔一・五 略〕	〔一・五 同上〕 〔号を加える。〕
〔五の二 前項第十二号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。）の媒介〕	〔六・七 同上〕
〔六・七 略〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。	